

永田町 ekioto+ 運営規約

第1章 総則

第1条 (名称)

当会は、「永田町 ekioto+」と称する。なお、ekiotoの表記は半角表記とし、+（プラス）の表記は全角とする。

第2条 (設立日)

当会の設立日は2012年4月2日とする。

第3条 (所在地)

当会の所在地は東京都立川市とする。

第4条 (機関)

当会は、会員総会および運営管理役のほか、運営管理役会を置く。

第5条 (活動目的)

当会の活動は、音と動画配信で地域活性化と明日へ挑むことを目的とする。

第6条 (公告方法)

当会の公告方法は、電子公告とする。

第7条 (定義)

本規約で用いる用語の定義は、以下のとおりとする。

- ① 本規約で、「会員」とは、運営会員、提供会員、制限会員のことをいう。
- ② 本規約で、「運営会員」とは、当会の運営を主として活動する会員のことをいう。
- ③ 本規約で、「提供会員」とは、当会での活動およびそれに付随する活動において、写真や音声もしくは情報などを提供することを主とする会員、または、当会に所属しながら、会員独自の活動を主とする会員のことをいう。
- ④ 本規約で、「制限会員」とは、当会が入会を認めるにあたり、参画可能な範囲を制限することを説明および提示し、それを双方が合意した上で、当会に所属する会員のことをいう。
- ⑤ 本規約で、「運営管理役」とは、運営会員のうち、当会の活動執行に関する意思決定を行う会員のことをいう。
- ⑥ 本規約で、「運営管理役会」とは、当会の活動執行の意思決定機関のことをいう。
- ⑦ 本規約で、「運営管理部」とは、運営管理役の所属する部署のことをいう。
- ⑧ 本規約で、「会員総会」とは、当会の運営に必要な事項の審議および決議を行う、当会の最高意思決定機関のことをいう。

第2章 会員資格および諸手続き

第8条 (会員の資格)

当会に入会できる者は、当会の目的に賛同し、本規約を承諾し、誓約書に署名した者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の一に該当する者は、会員になることはできない。

- ① 暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業または総会屋、その他の反社会的勢力であると認められる者。また、その疑いがある者。
- ② 前号に該当する者との取引がある者。

- ③ 当会に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、運営に関して脅迫的な言動もしくは暴力を用いる行為、またはこれらに準ずる行為を行った者。また、その行為を行う可能性がある者。
- ④ 風説を流布し、偽計、威力を用いて当会の信用を毀損し、または当会の活動を妨害する行為、またはこれらに準ずる行為を行った者。また、その行為を行う可能性がある者。
- ⑤ 他の会員に迷惑を及ぼし、または当会の活動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められる者。
- ⑥ 本規約第53条の規定の、禁止行為を行ったことが明らかな者。ただし、制限会員として入会しようとする者についてはこの限りではない。
- ⑦ その他、やむをえない理由により、当会の会員として明らかに適さないと認められる者。

第9条（入会方法）

当会への入会方法は、以下のとおりとする。

- ① 当会に入会しようとする者は、所定の方法により、当会に入会願を提出することとする。
- ② 当会が入会願を受理した際は、当会は、所定の入会審査を行い、その結果を、可否にかかわらず、入会しようとした者に、遅滞なく通知する。
- ③ 入会しようとした者を、当会が会員として認める場合、当会は、入会しようとした者に対し、会員番号を発行し、これを通知する。
- ④ 第1号および第2号の規定にかかわらず、当会は所定の入会願の提出および入会審査を省略し、入会を承認する場合がある。ただし、第8条第2項各号の規定に該当する者、またはその可能性のある者については、この扱いをしない。

第10条（会員区分の変更方法）

会員は、所定の手続きを行うことにより、運営会員と提供会員の相互間の変更、または、運営会員および提供会員から制限会員への変更（以下、「区分変更」という。）を申請することができる。

- 2 区分変更の申請をしようとする会員は、当会の指定した方法により、その理由を付して区分変更の申請を行うこととする。
- 3 区分変更の申請があった場合、当会は、区分変更に必要な審査を行い、その結果を、可否にかかわらず、区分変更しようとした者に、遅滞なく通知する。
- 4 区分変更の申請は、1活動年度内において、1会員あたり最大2回までとし、結果の通知後の翌日から起算して100日間の再申請は受け付けない。
- 5 区分変更の効力発生日は、当会が指定する。ただし会員の希望は、これを考慮する。

第11条（休会方法）

会員は、所定の手続きを行うことにより、休会を申請することができる。

- 2 休会を申請しようとする会員は、当会の指定した方法により、当会に休会の申請をするものとする。この場合、休会を申請しようとする会員は、休会する期間を1年以内で指定し、その理由を付して当会に説明、通知することとする。ただし、期間の指定が困難な理由があり、やむをえないものと当会が認めた場合は、休会期間を無期限とすることができる。
- 3 休会中の会員が、あらかじめ指定した期間を超えて休会を必要とする場合は、休会の延長を前項の規定により申請するものとする。

第12条（復会方法）

休会中の会員は、所定の手続きを行うことにより、復会を申請することができる。

- 2 復会を申請しようとする会員は、復会の時期を付した上で、当会の指定した方法により、当会にその申請をするものとする。

第13条（退会方法）

会員は、所定の手続きを行うことにより、退会を申請することができる。

- 2 退会を申請しようとする会員は、退会の時期および理由を付した上で、当会の指定した方法により、当会にその申請をするものとする。

- 3 退会をしようとする会員が、退会時に当会に債務がある場合、その会員は、当該債務の弁済を必要とする。
- 4 前項の規定は、本規約第51条第2項第1号および第2号、または第52条第1項の規定により、懲戒除名または会員資格を喪失した会員にも準用する。

第14条（再入会方法）

当会の会員であった者が再入会をしようとする場合は、所定の方法により、当会に再入会願を提出することとする。

- 2 再入会の申請があった場合、当会は、再入会に必要な所定の審査を行い、その結果を、合否にかかわらず、再入会しようとした者に、遅滞なく通知する。
- 3 当会が再入会を認める場合、当会は、在会中に発行していた会員番号を再交付し、再入会しようとした者に、これを通知する。
- 4 再入会日は、当会が指定する。ただし、再入会をしようとした者の希望は、これを考慮する。

第15条（その他の諸手続きの方法）

本規約で定めのない諸手続きの方法については、運営管理部または総務部がそのつど定めるものとする。

第16条（各種手続きの受付期限）

各種手続きの受付期限は、以下のとおりとする。ただし、やむをえない事情がある場合、または、急を要する場合はこの限りではない。

- A) 入 会：随時
- B) 区 分 変 更：区分変更の希望日として指定する日の30日前
- C) 休 会：休会期間として指定する期間の起点日の2日前
- D) 復 会：復会日として指定する日の3日前
- E) 退 会：退会日として指定する日の14日前
- F) 再 入 会：再入会の希望日として指定する日の15日前
- G) 諸 手 続 き：運営管理部または総務部が別に定める日

第3章 会員総会

第17条（招集）

当会の定時会員総会は、毎活動年度の末日の翌日から3ヶ月以内に招集する。

- 2 当会の臨時会員総会は、必要に応じて招集する。

第18条（基準日）

当会は、毎年3月31日の最終の会員名簿に記載または記録された、議決権を有する会員をもって、その活動年度に関する定時会員総会において権利を行使できる会員とする。

第19条（招集者および議長）

会員総会は、特段の定めのある場合を除き、基準日における、序列1位の運営管理役がこれを招集し、その議長にあたる。

- 2 序列1位の運営管理役に事故あるときは、運営管理役会の決議をもってあらかじめ定めた順序により、他の運営管理役が会員総会を招集し、その議長にあたる。

第20条（総会の成立）

会員総会は、会員名簿に記載のある、議決権を有する会員の過半数の出席がある場合に限り成立する。

第21条（議決権の数）

議決権の数は、1会員につき1個とする。

第 2 2 条 (決議の方法)

会員総会の決議は、法令または規約等に別段の定めがある場合を除き、出席した会員の、過半数の賛成をもって行う。

2 決議の結果、賛成票と反対票の票数が同数となった場合、議長の議決により、その決議を行うこととする。

第 4 章 運営管理役と運営管理役会

第 2 3 条 (役員の数)

当会の運営管理役（以下、「役員」という。）の員数は、以下のとおりとする。

- ① 役員は、2 名以上 5 名以内とする。
- ② 当会は、以下の役員を置き、すべての役員が、運営管理部に属する。
 - A) 運営会長（序列 1 位・定員は 1 名固定）
 - B) 運営副会長（序列 2 位・定員は 1 名以内）
 - C) 相談役（序列 3 位・定員は 1 名以内）
 - D) 執行役員（序列 4 位・定員は 2 名以内）

第 2 4 条 (役員の選出)

役員は、以下の定める方法により、選任される。

- ① 役員は、会員総会の決議により選任される。
- ② 役員の選任決議は、過半数の議決をもって行う。
- ③ 人員の都合などにより、前条で規定する人数を選任できない場合、少なくとも運営会長を 1 名に加え、運営副会長と相談役のうち、どちらか 1 名を選任するものとする。

第 2 5 条 (役員の任期)

役員の任期は、選任後 1 年以内に終了する活動年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した役員の補欠として選任された役員の任期は、退任した役員の残余の期間とする。

第 2 6 条 (代表役員)

本規約第 2 3 条で規定した役員のうち、序列 3 位までの役員については、代表役員の資格を有する。また、職位名の頭に「代表役員」と冠することがある。

第 2 7 条 (運営総会長と主幹指導員)

運営管理部が必要と認める場合は、運営総会長を選任することがある。ただし、運営総会長の定員は 1 名とし、選任方法については、本規約第 2 4 条第 1 号および第 2 号で規定した内容を準用する。

- 2 運営総会長を選任する場合、運営管理部は、その運営総会長に代表権の付与の有無を決議する。
- 3 運営総会長に代表権を付与する場合、役員内における序列は 1 位とし、運営会長以下の序列は 1 位ずつ繰り下げる。
- 4 運営総会長に代表権を付与しない場合、役員内における序列は 5 位とする。
- 5 運営管理部が必要と認める場合は、主幹指導員を選任することがある。ただし、主幹指導員の定員は 1 名とし、選任方法については、本規約第 2 4 条第 1 号および第 2 号で規定した内容を準用する。
- 6 主幹指導員の、役員内における序列は最下位とする。
- 7 本規約第 2 3 条第 2 号の規定にかかわらず、代表権を有しない運営総会長と主幹指導員は、運営管理部に属しない。また、運営管理部に属しない役員を、「限定役員」と称することがある。
- 8 限定役員の執行権は、代表役員が一部制限を加えることができるものとする。この場合、代表役員は、執行権の制限内容を、その限定役員に通知するものとする。

第28条（役員職務）

各役員職務は、以下のとおりとする。

- ① 運営会長は、会を代表し、円滑な運営に努める。
- ② 運営副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長の職務を遂行する。
- ③ 相談役は、会全体の総合相談窓口として、各種相談に応じ、必要に応じて運営管理役会において助言する。
- ④ 執行役員は、会の円滑な運営を行えるように、現場責任者として役員以外の会員を統括する。
- ⑤ 代表権のある運営総会長は、第1号に規定された職務を、運営会長とともに遂行する。
- ⑥ 代表権のない運営総会長と主幹指導員は、運営管理部の活動の遂行を支援する。

第29条（運営管理役会規程）

運営管理役会に関する事項は、運営管理役会で定める運営管理役会規程によりこれを定める。

第30条（運営管理役会の招集および議長）

運営管理役会の招集および議長は、運営管理役会規程によりこれを定める。

第31条（役員報酬）

役員報酬は、運営管理役会規程によりこれを定める。

第5章 外部監査役と外部顧問および顧問弁護士

第32条（外部監査役）

運営管理部が必要と認める場合は、運営管理役会の決議をもって、外部監査役を置くことができる。

- 2 外部監査役の定数は1枠とし、個人、法人は問わない。
- 3 外部監査役の任期は、本規約第25条の規定を準用する。
- 4 外部監査役の職務内容および監査報酬の規定については、別に定める。
- 5 当会は、外部監査役との契約時に、職務内容などを説明し、その内容を記載した書面を交付する。

第33条（外部顧問）

運営管理部が必要と認める場合は、運営管理役会の決議をもって、外部顧問を置くことができる。

- 2 外部顧問の定数は1枠とし、個人、法人は問わない。
- 3 外部顧問の任期は、本規約第25条の規定を準用する。
- 4 外部顧問の職務内容および顧問報酬の規定については、別に定める。
- 5 当会は、外部顧問との契約時に、職務内容などを説明し、その内容を記載した書面を交付する。

第34条（顧問弁護士）

運営管理部が必要と認める場合は、運営管理役会の決議をもって、顧問弁護士を置くことができる。

- 2 顧問弁護士の定数は1枠とする。
- 3 顧問弁護士の任期は、本規約第25条の規定を準用する。
- 4 顧問弁護士の職務内容および顧問報酬の規定については、別に定める。
- 5 当会は、顧問弁護士との契約時に、職務内容などを説明し、その内容を記載した書面を交付する。

第6章 会計および計算

第35条（活動年度）

当会の活動年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

第36条（財産の管理）

当会の財産管理は、運営管理部または総務部が行う。ただし、運営管理部または総務部が必要と認める場合、財産管理の一部を、外部に委託することがある。

2 財産の管理を外部に委託した場合は、運営管理部は、その旨を公告する。

第37条（決算の報告）

当会の決算の報告は、本規約第17条第1項の規定により招集する、定時会員総会内にて報告を行う。

第38条（決算の承認）

当会の決算の承認は、定時会員総会に出席する会員の、過半数の賛成をもって行う。

第39条（剰余金の配当）

当会の運営によって剰余金が発生した場合、当会は、運営会員に対して、剰余金の配当（以下、「配当金」という。）をすることがある。

2 配当金の支払いを行う場合は、運営管理部または総務部が別に定めるところにより取り扱う。

第40条（除斥期間）

配当金が、その支払開始の日の翌日から起算して満3年を経過してもなお受領されないときは、当会はその支払義務を免れる。

2 前項の金銭には利息を付けない。

第7章 事故発生時の取扱とその対応

第41条（事故発生時の基本対応方）

当会所属の運営会員が、第三者との間で事故や紛争行為（以下、「事故等」という。）が発生させた場合、または事故等に巻き込まれた場合は、以下のとおり対応する。

① 主たる目的が写真撮影および音声収録で、安全確保の困難を理由とした事故等の場合

(ア) 第三者から「安全を確保できない」と認定（以下、「危険認定」という。）された場合、その者は、理由の如何を問わず、ただちに当該活動を見合わせる。

(イ) 危険認定をされた場合、その者は、駅係員、警備員または関係各所（以下、「係員」という。）に、その事情を説明する。

(ウ) 事情説明後の活動については、その者は、係員または運営管理部の指示を仰ぎ、それに従うこととする。

② 主たる目的が前号に該当しない場合における事故等の場合

運営管理部が選任する、事故等を処理する責任を負った会員の指示に従い、処理することを基本とする。

第42条（基本対応方で対応できない場合の処理対応方）

前条の規定により対応できない事故等の対応については、原則として、運営管理部が対応を行う。

第43条（民事介入の制限）

示談交渉などの民事介入については、法的機関、行政機関または専門業者へ一任することとし、事故等に関係する者が示談交渉に加わることは、特別な事情がない限りこれを認めない。

第44条（事故等の報告）

次の各号の一に該当する事象が発生した場合、事故等に関係する者は、事故等の内容を運営管理部または総務部に報告しなければならない。

① 本規約第41条第1号で規定された、危険認定をされた場合。ただし、事故等の処理が即時終了した場合も報告を要する。

- ② 本規約第41条第2号で規定された事故等が発生した場合。ただし、事故等の処理が即時終了した場合も報告を要する。
 - ③ 事故等の処理の状況に進展があったとき。
 - ④ 事故等が解決したとき。
 - ⑤ 事故等の処理をする上で、運営管理部または総務部が必要と判断したとき。
- 2 事故等の報告の期日は、各事象のあった日の当日中とする。ただし、事故等の発生時間が深夜帯などの理由により、当日中の報告が不可能な場合は、翌日までに報告することとする。
 - 3 やむをえない事由により、運営管理部または総務部への報告が遅延する場合は、報告期限を直近の報告可能時期まで繰り下げる。ただし、正当な理由がある場合に限る。
 - 4 事故等を報告する書面の様式および報告すべき内容については、別に定める。

第45条（事故等に関係する者の活動）

事故等に関係する者の活動は、その事故等が解決するか、事故等の処理が終了するまでの間、運営管理部または総務部が定める期間内で停止する。ただし、事故等の程度によっては、活動の停止を指示しない場合がある。

第46条（事故等処理が妨害された場合の対応方）

事故等に関係する者が、事故等処理中において、次の各号の一に該当する行為を行ったことが判明した場合、運営管理部または総務部がその事実を確認した日から、運営管理部または総務部の指示があるまでの間、その者の活動を停止する。また、懲戒の対象とする場合がある。

- ① 危険認定をされたにもかかわらず、係員の指示を無視し、活動を続行した場合。
- ② 危険認定後の係員への説明に対し、正当な理由なく係員への説明を拒み、または虚偽の申告および説明をした場合。
- ③ 正当な理由なく、本規約第44条で規定した、運営管理部または総務部への説明を拒んだ場合。
- ④ 運営管理部または総務部に、虚偽の説明をした場合。
- ⑤ 正当な理由なく、本規約第44条第2項および第3項で規定した、指定された報告時期までに説明を行わなかった場合。
- ⑥ 円滑な事故等処理を妨害する行為をした場合、または非協力的態度をとったことが明らかな場合。
- ⑦ その他、その者に重大な過失があり、結果として円滑な事故等処理を妨害するに至った場合。

第47条（運営管理部または総務部が認知しない事故等）

運営管理部または総務部が認知しない事故等については、事故等処理を行わない。また、懲戒の対象ともしない。ただし、その後運営管理部または総務部が事故等を認知し、処理および対応が必要となった場合はこの限りではない。

第48条（運営管理部または総務部が解決済みとした事故等）

運営管理部または総務部が解決済みとした事故等については、事故等処理を行わない。また、懲戒の対象ともしない。ただし、その後新たな事実が判明し、改めて事故等の処理が必要となった場合はこの限りではない。

第49条（事故等の公告）

事故等処理の途中経過および結果について、運営管理部または総務部が公告を要すると認定した場合は、公告する場合がある。

- 2 運営管理部または総務部は、公告内容を審議し、内容を精査した上で、事実誤認等のないように公告をする。
- 3 前項の規定により、事実内容の再確認などを行う必要があることから、公告までに相当の日数を要することがある。ただし、事実関係の確認がとれていない事項は、一切の公告をしない。

第8章 褒賞と懲戒および会員資格の喪失

第50条(褒賞)

運営管理部または総務部が、褒賞すべき会員がいると判断した際は、所定の審議を行った上で褒賞する。

2 褒賞内容および基準は別に定める。

第51条(懲戒)

運営管理部で、懲戒すべき会員がいると判断した際は、所定の審議を行った上で懲戒する。

2 懲戒の種類と内容は、以下のとおりとする。

- ① 懲戒除名：脱会時機を指定し、会員資格を喪失させ、当会から脱会させる。
- ② 退会勧奨：退会を勧奨し、当会から脱会させる。応じない場合は懲戒除名とする。
- ③ 活動禁止：1年以内の期間を定め、当会での活動を禁ずる。
- ④ 降格：会員を異動させ、将来を戒める。
- ⑤ 戒告：始末書を取り、将来を戒める。

3 懲戒するにあたらぬ、軽度のものについては訓告するか、処分しない。

4 運営管理部は、第1項に該当する会員に対し、処分が決定するまでの間、当該会員の活動を停止する旨を指示する場合がある。

5 降格の処分は、運営会員にのみ適用する。

6 第2項第1号から第3号の処分を適用した者が発生した場合、運営管理部は、その旨を公告することがある。ただし、第2項第4号の処分を適用した者が発生した場合においても、運営管理部が特に必要と認めた場合は、その旨を公告することがある。

7 運営管理部は、事情により情状を酌量することがある。この場合、第2項の内容で定めた内容と異なる処分を適用する場合がある。

第52条(会員資格の喪失)

会員が次の各号の一に該当した場合、その者の会員資格は、その時点で失効する。

- ① 本規約に承諾できなくなった場合。
- ② 本規約第8条第2項の事項に一つでも該当した場合。
- ③ 本規約第13条の規定により、退会を申請し、指定した退会日を経過した場合。
- ④ 本規約第25条で規定した、役員任期を終えた場合。ただし、引き続き役員として選任された場合、または、退任後も当会の運営に引き続き参画することを当会が認めた場合を除く。
- ⑤ 本規約第51条第2項第1号の処分を受けた場合。
- ⑥ 心身の故障により、当会の活動を適正に遂行できないことが明らかとなった場合。

2 会員資格を喪失した場合、その会員の使用していた会員番号は効力を失い、使用できなくなる。

3 前項の規定により使用できなくなった会員番号を、他者へ割り当てることはできない。

第53条(禁止行為)

会員は、以下の行為をしてはならない。万一、以下に該当する行為の一つでも行った場合、懲戒の対象となる場合がある。

- ① 法令違反となる行為。または、その可能性のある行為。
- ② 公共交通機関の適正運行に支障をきたす行為。または、その可能性のある行為。
- ③ 正当な理由なく、運営管理部または総務部が定めた内容に背く行為。
- ④ 本規約第8条第2項で規定した、欠格要件に該当する行為。
- ⑤ 本規約第7章各条で規定した、事故等発生時の取扱方に違反した場合。ただし、所定の取扱方では処理できない事案の場合で、その行為がやむをえないものと認められる場合を除く。
- ⑥ 会員内での宗教勧誘および宗教行為。ただし、一般に確立された方法により行われる行為である場合を除く。
- ⑦ 悪質な金銭貸借行為。またはその疑いのある行為。
- ⑧ その他、当会が禁止した行為。

第9章 運営と規約改正

第54条(運営)

当会は、第5条の目的を達成するために必要な活動を行う。

第55条(規約改正)

当会の規約の改正が必要な場合は、運営管理部での全会一致により可決、承認を得た上で、会員総会に出席する会員の、過半数の改正承認により成立する。

- 2 前項の規定にかかわらず、改正内容が言い回しの変更などの軽微な変更の場合、運営管理部での全会一致により可決、承認し、その旨を会員に告知することで規約改正ができることとする。
- 3 当会の規約の改正が会員総会で承認された場合、承認の翌日から新規約が有効となる日の前日、または承認の翌日から起算して10日間、当会は、会員からの異議申し立てを受け付ける。
- 4 前項に定める異議申し立てがあった場合、申し立て内容を運営管理部で審議のうえ、臨時会員総会を招集し、改めて決議（以下、「再決議」という。）を行う。
- 5 前項の規定により再決議を行う場合、臨時会員総会に出席する会員の、過半数の承認があれば、本規約の改正は有効となる。
- 6 第3項の規定による異議申し立てがなされなかった場合、すべての会員が、規約改正に承認したものとみなす。
- 7 当会の規約を改正した場合、当会はその旨を速やかに公告する。

附 則

第1条

当会の代表役員は次の会員とする。

- ① 運営会長
- ② 運営副会長
- ③ 相談役

第2条

本規約は、団体設立日である、2012年4月2日にさかのぼって施行する。

第3条

本規約に定めのない事項については、日本国法および一般に確立された慣習に従うことを基本とする。

2023年4月1日一部変更

第1条および第2条の言い回し

第3条の所在地

第1条から第3条以外のすべての条文

本規約の記載内容について、事実と相違ないことを、代表役員による署名捺印によって証明する。

2023年 4月 1日

団体名：永田町 ekioto+

所在地：東京都立川市

運営会長

運営副会長

相談役